

## 基地周辺地区安全対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 米国海軍横須賀基地の周辺地区における安全対策について市、市民、米国海軍等が連携して協議するため、基地周辺地区安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 協議会構成員は、25人以内とする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 関係団体の代表者、在日米国海軍の関係者、警察署その他の関係行政機関の職員のうち市長が依頼した者

(2) 副市長事務分担規則（平成25年横須賀市規則第70号）第3条第1項ただし書の規定により市長室に属する事務の主たる担任となる副市長（以下「担任副市長」という。）、市長特命参与及び民生局地域支援部長

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、担任副市長をもって充て、副会長は、会長が指名する構成員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長室国際交流・基地政策課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。